



宮 崎 県 公 報

平成28年7月25日(月曜日) 第 2814 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区…………… (水産政策課) 1

頁

告 示

宮崎県告示第 502号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第11条第 1 項の規定により、海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成28年 7 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許予定日
平成28年11月 1 日
- 2 申請期間
平成28年 8 月 8 日から平成28年 9 月 8 日まで
- 3 免許期間
平成30年 8 月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第 12号	12号	定置 漁業	ぶり雑漁定 置漁業	1月1日 から12月 31日まで	宮崎市 大字内 海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 旧基点第 8 号から 70度 490メートルの点 イ 旧基点第 8 号から 84度 1,665メートルの点 ウ 旧基点第 8 号から 112度 1,795メートルの点 エ 旧基点第 8 号から 104度 475メートルの点 旧基点第 8 号の位置は、次のとおり。 旧基点第 8 号 宮崎市大字内海 674番地防波堤南第 2 昇降口に設置した標鋳 (日本測地系 北緯31度45分41.015秒,東経 131度28分47.793秒 世界測地系 北緯31度45分53.581秒,東経 131度28分39.298秒)		宮崎市 大字内海 大字折生 迫 青島